

令和4年度 事業計画

I 農業・農村及び農業委員会組織をめぐる情勢と課題等

1. 本県農業・農村は、依然、基幹的農業従事者の高齢化の進展や担い手不足が続
き、耕作放棄地の増加等が進む中で、新規参入を含めた担い手の育成・確保や農地
の利用集積・集約化が喫緊の課題となっている。

2. 本県農業の基幹となる水稻は、人口減や高齢化等による消費量の減少に加え、継
続する新型コロナウイルスの発生により、米需要量は一段と減少してきており、引
き続き「新潟米基本戦略」や「園芸振興基本戦略」を着実に実施し、所得の拡大を
図ることが課題となっている。
また、近年、激甚化している台風・豪雨などの自然災害への対応や畜産におけるC S F（豚熱）などの家畜防疫体制の強化、新たに「みどりの食料システム戦
略」・「S D G s」など持続型社会への対応も課題となっている。
3. 農業生産構造では、担い手の減少・高齢化などで脆弱化が進行しており、農
業の持続的発展を担う多様な後継者や、営農組織・法人における円滑な継承を図る
とともに、新規就農・就業者の確保が課題となっている。
また、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の促進や、農地中間管理事業の積極
的な活用等により担い手への農地の集積・集約化を加速していくことが課題となっ
ている。
4. 中山間地域等の農村地域では、高齢化や人口減少が続いている、より多くの若者
等の定住を促進し、地域人口を増加させ地域活性化と振興を図るために、日本型
直接支払の着実な実施や総合的な生活インフラ整備等が課題となっている。また、
中山間地域の農業生産や生活を脅かしている鳥獣害被害には、広域的な地域ぐるみ
での取り組みが課題となっている。
5. 國際的には、これまでに発効したT P P 11、日E U・E P A、日米貿易協定に加
え、日本や中国、韓国、東南アジア諸国連合（A S E N）加盟国など15カ国が参加
する地域的な包括的経済連携（R C E P）が今年1月1日に発効し、国際的な経済

連携が加速しており、国内農業・農村に与える影響は政府が講ずる対策を踏まえても予断を許さないことから、今後とも国際的な動向を注視し的確に対応する必要がある。また、国内では、規制改革実施計画や、人・農地プランの法定化など農業経営基盤強化促進法等の改正への的確に対応する必要がある。

6. このため、令和4年度は、こうした状況を踏まえ、農業委員会組織は、農地法をはじめとする農地制度の公正・公平な運用はもとより、重点化された「農地利用の最適化」の取組の更なる強化とその成果の確保を中心に、以下の7項目を重点に取り組むこととする。

II 令和4年度の重点推進事項

1. 円滑な事業推進に向けた諸会議等の開催
2. 農地利用の最適化の取り組み推進
～新たな農地利用最適化活動の展開～（意欲的な目標設定と能動的活動）
3. 法令審議の透明性確保と法令遵守の公平・公正な職務の遂行
4. 農業者等との意見交換や政策提案活動等の推進
5. 担い手の経営改善と新規就農者・人材確保に向けた支援対策の推進
6. 農業者年金加入者の拡大対策等の推進
7. 農業・農業者等に関する情報提供活動の強化

III 事業計画

1. 円滑な事業推進に向けた諸会議等の開催

農業委員会系統組織全体として所期の目的達成と役割を發揮するため、次の会議を開催する。

会議の種類	備考
(1) 総会	年2回
(2) 理事会	年3回程度
(3) 常設審議委員会	毎月
(4) 役員会	隨時
(5) 監査会	年1回
(6) 農業委員会会長会議	年2回程度
(7) 地域別農業委員会会長・事務局長会議	年1回
(8) 農業委員会事務局長会議	年2回程度
(9) その他必要な会議	

2. 農地利用の最適化の取り組み推進（組織対策）

農業委員会組織が取り組む農地利用の最適化は、地域で守るべき農地を明らかにして持続的な地域農業の成長を目指す取り組みとして重要性が一段と増してきており、農業委員会の取り組む最適化（担い手へ農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）活動を支援する。

特に、人・農地プランの法定化による市町村の目標地図を具備する地域計画策定に積極的に関わり、農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員等」）が、地域のコーディネーターなどの役割を果たせるように、各種研修会等での取組事例報告や他市町村の情報収集・提供に努める。

また、人・農地プランの実現に向けては、県、農林公社、JA中央会、県土連等関係機関・団体と定期的に連携会議を開催するとともに、重点地区の設定等により優良事例の収集に努める。

（1）最適化に向けた農業委員会の組織・活動体制の整備強化

- ① 農業委員会の農地利用の最適化の取組を推進するために、推進委員等及び農業委員会職員の資質向上と事務局体制の強化など活動体制の整備・強化を支援する。
- ② また、体制整備と活動強化をするために創設された「農地利用最適化交付金」の活用が重要となっていることから、引き続き各市町村における上乗せ条例の整備と農地利用最適交付金のフル活用の取り組みを支援する。
- ③ 全農業委員会の所掌事務の適正執行と農地利用の最適化の推進、特に「人・農地プランの実行」に向けた取組の強化と成果を確保するため、各種研修会など多様な支援活動を行う。
- ④ 農業委員への女性登用を促進するため、巡回など各種支援を行う。

＜各種研修会の開催＞

区分	研修名	備考
委員 研修	ア 農業委員会会長研修	
	イ 農業委員会役員等研修	
	ウ 新規農業委員・農地利用最適化推進委員研修	
	エ 地域別農業委員会研修	
	オ 女性農業委員等研修	
職員 研修	カ 新任農業委員会職員研修	
	キ 農業委員会業務担当者研修（担当者会議を兼ねる。）	
	ク 課題別農業委員会業務担当者研修	

(2) 農業委員会の活動支援

① 農業委員会活動計画づくりと課題解決への支援

農地利用の最適化を進めるため、農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、「年度計画」の策定・実践のための助言・協力をを行う。

また、農村現場における「目に見える農業委員会活動」を推進するため、農業委員会における前年度の実施状況等をインターネット等で公表を推進する。

② 農業委員会巡回活動の実施

農業委員会系統組織の活動の推進と連携強化を支援するため、各農業委員会への巡回による農業委員会業務推進会議を開催する。

③ 新規参入促進への支援

農業委員会が行う新規参入促進を図るため、全国及び県段階の新規就農相談会などの開催情報を提供するとともに、出展に向けた支援を行う。

④ 農業委員会の取組の情報収集・提供

農業委員会組織が推進してきた地域農業の振興や担い手育成、遊休農地対策等の取組やその成果について情報収集を行い、組織内外に発信し広く理解促進を図る。

(3) 「にいがた農地利用再編運動（仮称）」の展開

今年度から新たな3ヵ年運動として、要領を定め、「地域の農地利用の再編と農地利用最適化の推進」を柱とした活動を推進する。

(4) 自主的組織への支援

「にいがた女性農業委員の会」が取り組んでいる男女共同参画の促進や食育活動等の取組について支援・協力を行うとともに、「農業委員会新潟県職員研修協議会」が行う事業等を支援する。

また、地区別連絡協議会の行う研修会等の自主的な取組を支援する。

3. 法令審議の透明性確保と法令遵守の公平・公正な職務の遂行（農地対策）

(1) 法令審議を適正に実施するための取組

① 農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、土地区画整理法等の規定に基づく知事並びに知事からの権限移譲を受けた市町村農業委員会等からの諮問に対する適正な審議及び答申

- ② 農地法に係る案件についての現地調査及び農地相談活動の実施
- ③ 関係法や制度に係る農業委員会が実施する事務推進の支援

(2) 研修会等の開催

農業委員会の委員等の綱紀粛正を徹底するため、法令遵守による適正な農地制度の執行についての研修等の実施を推進する。

(3) 農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地の確保・有効利用を図るため、農地の転用許可事務及び違反転用の処理、農地所有適格法人等の要件確認事務、賃借料情報の公表等が、円滑かつ適正に執行されるよう農業委員会に助言・協力を行う。

(4) 農地情報公開システム（全国農地ナビ）の運用の支援

農地情報公開システムは、国のDX構想に基づき、農林水産省地理情報共通管理システム（e MAP 地図）の開発などと連携する「農業委員会サポートシステム」へ変更され4月から運用開始のため、農業委員会での円滑な移行や効果的な活用が実施できるよう資料提供や支援を行う。

また、今年度から目標地図作成に向け、タブレットによる現地調査結果や意向調査結果の入力が始まるところから、効率的かつ正確な情報入力等の利用を支援する。

(5) 遊休農地対策の計画的な実施に向けた支援

改正2年目となる農地の利用状況調査については、1号遊休農地の区分や利用意向調査の適切な実施、農地中間管理機構との協議の勧告、非農地判断などを計画的かつ着実に実施できるよう会議・研修会において制度の周知を図るとともに、定期的な進行管理と助言による支援を行う。

また、所有者不明農地の活用を可能とする制度の周知を図り、農地の有効活用と遊休農地の発生防止に努める。

さらに、遊休農地の発生防止・解消に向けて県担い手育成総合支援協議会が実施する「見える化事業」などの支援策の活用を推進するとともに、耕作放棄地解消事例の収集と情報提供を行う。

(6) 認定農業者等の担い手との連携

農地中間管理機構と連携協定を結んでいる担い手組織と連携した農地集積・集約化を進めるため、情報の提供や担い手が中心となって行った話し合い活動の情報収集と提供を行う。

4. 農業者との意見交換や政策提案活動の推進（農政・調査対策）

農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」をはじめ、農業・農村現場の声をくみ上げ集約し、農業者の公的代表組織として、農業・農村及び農業経営に関する意見提出や政策要望活動の取組を推進する。

また、全国段階や関係団体と連携した提案・要請活動を実施する。

(1) 提案・要請活動

- 全国農業会議所と連携した全国統一農政活動
- 県及び県議会への施策提案活動
- 新潟県農業委員会大会の開催
- 新潟県農林漁業六団体会長会議と知事との意見交換会の実施
- その他提案等実現のための要請活動

(2) 調査活動の推進

農地の売買価格や農作業料金等に関する情報は農地の有効利用を図る上で重要な情報であることから、各種調査活動を行う。

- 田・畠売買価格等に関する調査
- 農作業料金・農業労賃等に関する調査
- 農業委員会体制の実態調査
- その他政策提案等のための調査

(3) 農政情報の収集・提供

国政情報や法改正情報などの収集及びタイムリーな情報提供に努める。

5. 担い手の経営改善と新規就農者・人材確保に向けた支援対策の推進（経営・人材対策）

(1) 担い手の経営改善に向けた支援

県担い手育成総合支援協議会の事業として、認定農業者等の経営改善に向けた大会・研修会を開催する。

また、担い手支援センター（農業経営相談所）と連携して、農業経営の法人化、円滑な経営継承、経営改善計画の目標達成など経営の諸課題の課題解決を支援する。

(2) 新規就農者の確保・育成対策

① 新規就農相談事業の推進

担い手支援センター（青年農業者育成センター）と連携して「新潟県新規就農相談センター」及び「無料職業紹介所」としての窓口機能を担うとともに、新規就農チャレンジフェアの開催により新規就業、独立就農を支援する。

② 農業法人等の雇用対策

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する雇用就農資金について全国農業会議所からの業務の一部の委託を受け、法人等の支援を行う。

また、令和3年度までに採択された「農の雇用事業」、「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」、「雇用就農者実践研修支援事業」の現地確認や書類確認等の業務を継続実施する。

(3) 農業経営者組織の活動支援

新潟県農業経営者協会とその構成団体（県稲作経営者会議、県施設園芸経営研究会、県養豚経営者会議、県肉用牛経営者会議、大日本農会新潟支会）、県認定農業者会、県国際農業交流協会の事務局として活動を支援する。

6. 農業者年金加入者の拡大対策等の推進（年金事業）

(1) 加入推進活動

「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」のもと、独立行政法人農業者年金基金、JA新潟中央会と連携して、農業委員会、JAの目標達成に向けた活動を支援する。

また、各地区に加入推進部長を設置し研修会の開催等の活動を支援する。

(2) 業務の適正執行に向けた支援

年金の適正な受給に向けて、農業委員会、JA担当者への研修会等の開催と日常的な相談活動を実施する。

7. 農業・農業者等に関する情報提供活動の強化（情報活動）

(1) 情報の発行等

農業会議だより「農のかけ橋」の発行や「農政情報」の提供により農業委員・推進委員に情報を提供するとともに、農業会議ホームページにより、各農業委員会の目に見える活動を広く紹介する。

(2) 情報提供推進業務の実施

農業委員会と連携のもと「全国農業新聞」、「全国農業図書」の普及拡大を図るとともに、編集及び購読者管理を行う。

また、農業委員会だより全国コンクールの募集を行う。